

新規加入・継続(加入内容の変更)のご案内

医師所得補償プラン

- 団体所得補償保険
- 団体代診費用補償保険
(事業主費用補償特約セット所得補償保険)
- 団体長期障害所得補償保険

団体割引
30%

病気やケガで働けなくなった場合の
就業不能中の所得を補償します!

代診の先生への報酬費用を補償します!
税法上のメリットもあります!!



1 医師の診査が不要!

面倒な診査がなく(健康状態に関する簡単な告知のみ)加入手続きは簡単です。
ただし、告知書の内容によってはご加入をお断りする
場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合もご
ざいますので、あらかじめご了承ください。

2 入院による就業不能は手厚い補償

入院の場合は、支払対象外期間4日間が適用されま
せん。(入院による就業不能時追加補償特約による)
医師の指示による自宅療養中も補償の対象となりま
すが、支払対象外期間4日間が適用されます。

3 地震などの天災や精神障害も補償

地震、噴火およびそれらに起因する津波によって被っ
たケガによる就業不能も対象となります。
また、うつ病 認知症等による就業不能も補償されます。

4 無事故戻し返れい金あり!

保険金のお支払がないときは、保険料の20%が
戻ります。
ただし、中途脱退の場合は返れい金はありません。

保険期間 2023年9月1日午後4時から1年間

募集締切日 2023年8月24日まで

毎月中途加入OK!

中途での加入は 毎月20日締切・
翌月1日保険責任開始
20日過ぎの場合は、翌々月1日保険責任開始

契約概要と加入手続きのご案内

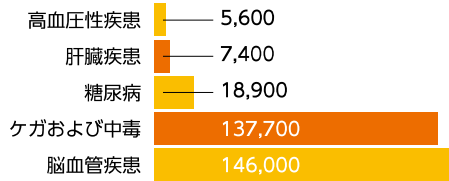
契約者名	全国医師協同組合連合会		
加入者(申込人)	名古屋市医師会協同組合員および賛助会員		
保険期間	2023年9月1日午後4時から2024年9月1日午後4時まで (1年間)		
申込締切日	2023年8月24日まで		
新規加入	2023年8月24日までに取扱代理店の名医株式会社までご連絡ください。		
中途加入	中途加入は随時受け付けております。詳しくは取扱代理店の名医株式会社までお問い合わせください。		
	毎月20日までに加入を受け付けた場合の保険期間	翌月1日より2024年9月1日午後4時まで	
	20日過ぎに加入を受け付けた場合の保険期間	翌々月1日より2024年9月1日午後4時まで	
引受条件等	引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しております。		
商品名	所得補償保険	団体長期障害所得補償保険(GLTD)	代診費用保険
月額保険金額	10万円～600万円/月 加入者の満年齢により限度額が変更となります。 詳細はP5以降をご覧ください。	10万円～100万円/月	10万円～600万円/月 加入者の満年齢により限度額が変更となります。 詳細はP5以降をご覧ください。
加入年齢	医師	医師以外 満69歳まで	医師
	新規		新規
	継続	満79歳まで	継続
ただし、いずれの場合も対象期間2年タイプは満63歳まで		医師以外の方の加入はできません。	
被保険者	(1)名古屋市医師会協同組合員および賛助会員 (2) (1)の従業員 (3) (1)および(2)のご家族*(満15歳以上の有職の方) *家族とは、配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族をいいます。		
保険料のお支払方法	2023年9月よりご指定口座から引き落とさせていただきます。(12回払) ※保険料口座振替が不能な場合は、次の振替月に2か月分口座振替(併徴振替)を行います。 併徴振替ができなかった場合には、その加入者の契約は最初の振替不能月の1日に遡って失効となります。		
無事故戻し返れい金	保険期間が満了した場合(保険期間の終期までご契約が有効に存続した場合)において、保険期間中に保険金をお支払いすべき就業不能または就業障害の発生がなかったときは、保険料の20%を「無事故戻し返れい金」として、ご契約者にお返しします。 (注)保険期間の途中で契約(脱退)等が行われた場合は、無事故戻しは行いません。		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 加入依頼書 告知書(新規ご加入の場合) 加入者が法人で保険金の受取人を法人に変更される場合(法人プラン)は、補償内容にあわせて、以下のいずれかの書類も合わせてご提出いただく必要があります。(新規ご加入時) <ul style="list-style-type: none"> 《B1・B2タイプご加入の場合》 ・保険金請求権譲渡および傷害による死亡保険金受取人に関する承認請求書 《上記プラン以外ご加入の場合》 ・保険金請求権譲渡に関する承認請求書 		

団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

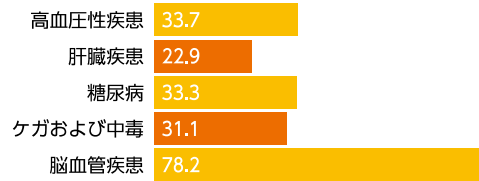
保険金のお支払方法等重要な事項は、P9以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

病気やケガで入院する人はこんなに多いんです

● 傷病別の推計入院患者数(単位:人/日)



● 傷病別の退院患者の平均在院日数(単位:日)



厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査(2017年)」より

精神障害による長期間の療養中も安心です

厚生労働省「患者調査(2017年)」傷病分類別にみた年齢階級別退院患者の平均在院日数より引用 (単位:日)

傷病分類	平均日数	年齢別			
		0~14歳	15~34歳	35~64歳	65歳以上
精神および行動障害	277.1	44.4	56.7	166.3	495.4

名古屋市医師会協同組合員および賛助会員の保険金のお支払状況(2017~2019年)

年度	事故受付人数	お支払保険金総額(千円)	継続中の件数	お支払の状況	
2017年度	16名	53,010	0件	平均お支払金額	2,387千円
2018年度	27名	53,233	0件	平均てん補期間	5.0ヶ月
2019年度	20名	56,057	1件		
合計	68名	162,300	1件		

税法上の取扱いについて(詳しくは税理士にご相談ください。)

保険加入者 (保険料負担者)	被保険者	保険金受取人			保 険 料	
		基本契約	後遺障害	傷害特約 死亡	保険契約者の税務処理	被保険者に対する課税関係
医療法人	役員	役員	役員	法人 役員の相続人	役員報酬として損金算入可。 ※ただし、税法上過大な報酬にあたる場合は、過大な部分の損金算入不可。	保険料が役員の報酬(給与)・賞与として所得税の対象。
	従業員(一部のみ)	従業員	従業員	法人 従業員の相続人	損金算入可。	一部従業員のみの場合、所得税の対象。
	役員・従業員(全員)	役員 従業員	役員 従業員	法人 役員・従業員の相続人	福利厚生費として 損金算入可。	所得税の対象となりません。
	役員	法人	法人	法人	損金算入可。	所得税の対象となりません。
個人開業医	本人	本人	本人	相続人	必要経費に算入不可。 (家事関連費であり、「業務について生じた費用」には該当しません。)	介護医療保険料控除の対象となります。 (詳細は下記およびP7を参照ください)
	従業員	従業員	従業員	従業員の相続人	必要経費(福利厚生費)に算入可。	所得税の対象となりません。

* 代診費用補償保険は、保険加入者が個人開業医であっても必要経費に算入可となります。

介護医療保険料控除について(2023年5月現在)

2012年1月に従来の「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加えて、「介護医療保険料控除」が創設されました。損害保険会社の「所得補償保険」「団体長期障害所得補償保険」は介護医療保険料控除の対象となるケースがあります。

● 所得税

年間の払込保険料等	控除額
20,000円以下	払込保険料等全額
20,000円超 40,000円以下	払込保険料等×1/2+10,000円
40,000円超 80,000円以下	払込保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

一般・年金・介護医療あわせて120,000円が限度。

● 住民税

年間の払込保険料等	控除額
12,000円以下	払込保険料等全額
12,000円超 32,000円以下	払込保険料等×1/2+6,000円
32,000円超 56,000円以下	払込保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

一般・年金・介護医療あわせて70,000円が限度。

※代診費用補償保険は控除の対象となっていません。
※適用の可否はP7のQ&Aをご覧ください。

団体割引
30%

突然の病気やケガで働けなくなったり月々の所得を補償（業務中・業務外・国内外24時間を補償!）入院のみではなく、医師の指示に基づき自宅療養も補償するので安心です。

1 所得補償保険

就業不能になった場合に、支払対象外期間終了後、1年または2年を限度にご契約の保険金を補償

- 通算して1,000日保険金を受け取られるまでご契約を継続できます。
- 入院による就業不能は手厚い補償。(医師の指示による自宅療養時は、継続した就業不能が支払対象外期間(4日)を超えた場合に、支払対象外期間終了の翌日から保険金をお支払いします)
- 4日以内の短期入院を複数回された場合、2回目以降の短期入院についてはお支払いできません。
- 精神障害による就業不能も補償。気分障害(躁病・うつ病等)も対象。ただし、アルコール依存・薬物依存等は対象外
- 地震、噴火などの天災によって被ったケガによる就業不能も補償の対象です。

傷害タイプ(B1・B2プラン)

ケガによる万一の死亡・後遺障害を補償
(101,000万円 最大10日まで)

オプション

S特約(葬祭費用補償特約+入院初期費用補償特約)

病室やケガで死亡した場合、葬祭費用(100万円限度に要費)をお支払いします。
葬祭費用は所得補償保険の「支払対象外期間」に関係なく補償されます。
病室やケガで4日を超えて継続して入院した場合、入院初期費用として5万円をお支払いします。

支払対象外期間

4日間
(入院時ゼロ)^(※)

※入院による就業不能追加補償特約適用時

就業不能発生

就業不能(1年または2年)

ご契約の保険金額 × 就業不能期間

医師の方から「所得補償保険」代診費用補償保険は第89歳まで継続加入できます。

3 団体長期障害所得補償保険

就業障害になった場合に、支払対象外期間終了後、最長満70歳までの減少所得を補償

- 所得補償とのリレープランで長期にわたる所得補償が可能です。
- 最長満70歳までの所得補償が可能。(加入時の満年齢が65～69歳の方の対象期間は一律3年間となります。)
- 精神障害による就業障害も補償。気分障害(躁病・うつ病等)も対象。ただし、アルコール依存・薬物依存等は対象外
- 地震、噴火などの天災によって被ったケガによる就業障害も補償の対象です。



就業障害(最長満70歳まで)

ご契約の保険金額 × 所得喪失率^(※1) × 就業障害期間

- ※1 所得喪失率=(就業障害発生前の所得額-回復所得額^(※2))÷就業障害発生前の所得額
- ※2 回復所得額=支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。

就業不能発生

満70歳まで

2 代診費用補償保険

(事業主費用補償特約セット所得補償保険)

医療経営を円滑に継続するために必要となる費用(実費)を補償

- 万一、病気やケガで診療ができないうち、代診医の求人広告費用も補償されます
- 精神障害による就業不能も補償。気分障害(躁病・うつ病等)も対象。ただし、アルコール依存・薬物依存等は対象外
- 地震、噴火などの天災によって被ったケガによる就業不能も補償の対象です。

1年間無事故なら
保険料の
20%を
返れい

※中途退保の場合、返れい金はあがりません。

保険金額の設定について

被保険者が加入している 公的医療保険制度	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険	代診費用補償保険
医師国民健康保険 国民健康保険	ご加入直前12か月における所得の 平均月間額に対する保険金額割合 85%以下	ご加入直前12か月における 所得の平均月間額に対する 保険金額割合
健康保険	健康保険に加入して勤務先企業から休業補償が行われる場合は40%以下 (団体長期障害所得補償保険の支払対象外期間369日コースは40%以下、 734日コースは70%以下)	個人事業主本人が 被保険者になる場合 85%以下
共済組合	(団体長期障害所得補償保険の支払対象外期間369日コースは40%以下、 734日コースは70%以下)	上記以外 100%以下

所得補償

GLTD
加入口数の決め方
(保険金額の設定の考え方)

代診費用保険

加入口数の決め方
(保険金額の設定の考え方)

年間総収入 () - 就業不能によって支出を免れる金額 () = 相当等不労所得 ()

相当等不労所得 () ÷ 12か月 × A () ≥ 保険金額割合に対する保険金額割合 ()

(例) 利息・配当 () 交通費・交際費 ()

右記およびP5の口数を参考に、平均月間所得額<A>の85%を限度に設定してください。

保険金額の限度額 ()

平均月間所得額の85%限度 ()

保険金額の限度額	平均月間所得額	183万円/月
中央社会保険医療協議会 (医療従事者賠償責任等) 23年6月) 比較の一般診療所(個人)の医療費を支払うべきに試算すると...	P5の保険料表をご覧ください。	
保険金額の限度額	名古屋市中区医師会同組合さまの制度での実際の代診費用のお支払事例では、	
P5の保険料表をご覧ください。	勤務日数や勤務時間により	80~160万円/月

B

フィルタインの場合
代診医: 160万円/月
半日の場合
最大で80万円/月程度

過去の
お支払例に
基づく目安

保険料表

- 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- ご契約更新時は更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- 年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入時点)の満年齢とします。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

1 所得補償保険

団体割引:30% 保険期間:1年間 職種級別:1級 支払対象外期間:4日(P6の支払対象外期間の適用について参照) 入院による就業不能時追加補償特約・精神障害拡張補償特約・天災危険補償特約セット

対象期間	1年			2年		
	基本補償のみ	基本補償 + 傷害	S特約 入院初期費用:5万円 葬祭費用:100万円	基本補償のみ	基本補償 + 傷害	S特約 入院初期費用:5万円 葬祭費用:100万円
月額保険金額	10万円			10万円		
死亡・後遺障害保険金額 (1口)	なし	1,000万円	なし	なし	1,000万円	なし
加入限度口数	60口	10口	1口のみ	60口	10口	1口のみ
加入タイプ	A1	B1	S特約	A2	B2	S特約
年齢	月払保険料 10万円(1口)あたり	月払保険料 10万円(1口)あたり	月払保険料 10万円(1口)あたり	月払保険料 10万円(1口)あたり	月払保険料 10万円(1口)あたり	月払保険料 10万円(1口)あたり
満20~24歳	1,000円	1,950円	379円	1,180円	2,130円	379円
満25~29歳	1,110円	2,060円	386円	1,340円	2,290円	386円
満30~34歳	1,300円	2,250円	405円	1,600円	2,550円	405円
満35~39歳	1,560円	2,510円	463円	1,970円	2,920円	463円
満40~44歳	1,880円	2,830円	572円	2,450円	3,400円	572円
満45~49歳	2,230円	3,180円	778円	3,020円	3,970円	778円
満50~54歳	2,580円	3,530円	1,090円	3,520円	4,470円	1,090円
満55~59歳	2,740円	3,690円	1,507円	3,770円	4,720円	1,507円
満60~63歳	2,830円	3,780円	2,208円	3,960円	4,910円	2,208円
満64歳						
満65~69歳	2,830円	3,780円	3,358円	*S特約は、基本補償とセットでご加入ください。		
満70~74歳	4,340円	5,290円	5,262円			
満75~79歳	5,890円	6,840円	8,874円			
満80~89歳	8,970円	9,920円				

所得補償保険 タイプ別 年齢別 月額加入限度額一覧

対象期間「1年」と「2年」の併用加入はできません。

加入タイプ	A1のみ	B1のみ	A2のみ	B2のみ	A1・B1併用	A2・B2併用
満63歳まで	600万円 (60口)	100万円 (10口)	600万円 (60口)	100万円 (10口)	600万円(最大:60口) B1(10口限度)+A1	600万円(最大:60口) B2(10口限度)+A2
満64~69歳まで	600万円 (60口)	100万円 (10口)	ご加入いただけません		600万円(最大:60口) B1(10口限度)+A1	ご加入いただけません
満70~74歳まで	200万円 (20口)	100万円 (10口)			200万円(最大:20口) B1(10口限度)+A1	
満75~79歳まで	100万円 (10口)	50万円 (5口)			100万円(最大:10口) B1(5口限度)+A1	
満80~89歳まで(注)	50万円 (5口)	50万円 (5口)			50万円(最大:5口) B1(5口限度)+A1	

(注)79歳までに加入された継続加入にかぎりませす。

2 代診費用保険

月額保険金額10万円(1口)あたり 団体割引:30% 保険期間:1年間 職種級別:1級 支払対象外期間:4日(P6の支払対象外期間の適用について参照) 事業主費用補償特約・入院による就業不能時追加補償特約・精神障害拡張補償特約・天災危険補償特約セット

対象期間	1年			
加入限度額	年齢ごとに異なりますので、右表をご覧ください。			
加入年齢	月払保険料	加入年齢	月払保険料	
満20~24歳	1,000円	満50~54歳	2,580円	
満25~29歳	1,110円	満55~59歳	2,740円	
満30~34歳	1,300円	満60~69歳	2,830円	
満35~39歳	1,560円	満70~74歳	4,340円	
満40~44歳	1,880円	満75~79歳	5,890円	
満45~49歳	2,230円	満80~89歳	8,970円	

被保険者満年齢	月額保険金限度額
69歳まで	600万円(60口)
70~74歳まで	200万円(20口)
75~79歳まで	100万円(10口)
80~89歳まで(注)	50万円(5口)

(注)79歳までに加入された継続加入にかぎりませす。

保険料表

- 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- ご契約更新時は更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- 年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入時点)の満年齢とします。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

3 団体長期障害所得補償保険(GLTD)

月額保険金額10万円(1口)あたり 団体割引:30% 保険期間:1年間
対象期間:70歳まで(注)、精神障害拡張補償特約・天災危険補償特約セット

支払対象外期間	369日		734日	
対象者	所得補償保険 A1およびB1タイプ 単独加入希望の方		所得補償保険 A2およびB2タイプ 単独加入希望の方	
加入限度額	100万円(10口)		100万円(10口)	
加入タイプ	G1	L1	G2	L2
被保険者性別	男性	女性	男性	女性
年齢	月払保険料 10万円(1口)あたり	月払保険料 10万円(1口)あたり	月払保険料 10万円(1口)あたり	月払保険料 10万円(1口)あたり
満20～24歳	1,264円	893円	1,203円	853円
満25～29歳	1,306円	1,153円	1,244円	1,112円
満30～34歳	1,422円	1,528円	1,339円	1,466円
満35～39歳	1,757円	2,260円	1,653円	2,157円
満40～44歳	2,671円	3,682円	2,485円	3,499円
満45～49歳	4,023円	5,463円	3,747円	5,140円
満50～54歳	6,164円	7,744円	5,677円	7,190円
満55～59歳	8,403円	9,254円	7,518円	8,330円
満60～64歳	9,181円	8,696円	7,565円	7,202円
満65～69歳	7,618円	6,487円	7,333円	6,303円

(注)加入時の年齢が満65～69歳の方の対象期間は一律3年間となります。

1. 所得補償保険 3. GLTD

加入者が看護師・医療従事者の方は、上記保険料と異なりますので名医株式会社までお問い合わせください。また、満15歳～20歳の方がご加入を希望される場合は、別途保険料をご案内させていただきますので、名医株式会社までお問い合わせください。

<ご確認ください> 支払対象外期間の適用について

1. 所得補償保険および 2. 代診費用保険は「支払対象外期間」として4日間が設定されており、就業不能になった日からその日を含めて、継続した就業不能が支払対象外期間4日を超えた時に、翌日の5日目から保険金をお支払いします。

なお、入院による就業不能については、支払対象外期間(4日)の間の入院期間についても保険金をお支払いします。

<注意> 4日以内の短期の入院を複数回された場合、2回目以降の短期の入院については補償の対象外となることがあります。

告知の大切さについてのご説明

■告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

■告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

＼ 充実のサービスでお客さまをサポートします！ ＼

SOMPO

健康生活サポートサービス

のご案内

■ サービスメニュー

- 健康・医療相談サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- メンタルヘルス相談サービス

- 医療機関情報提供サービス
- 介護関連相談サービス
- メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス

- 専門医相談サービス(予約制)

- 法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)

<たとえばこんなとき>

旅先で急病にかかった場合に最寄の病院を紹介してくれないかな?

健康や医療に関する悩みって、職場や友達には相談しにくいんだよね…。

法律・税金の相談が気軽にできれば便利なんだけどな…。

<こんなサービスがうけられます>

医療機関情報提供サービス

旅先での最寄の医療機関情報をご提供します。

健康・医療相談サービス

経験豊富な看護師が電話で親切に対応します。

法律・税務・年金相談サービス

提携の弁護士や司法書士、税理士などがアドバイスします。

・SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの所得補償保険・長期所得補償保険(団体長期障害所得補償保険(GLTD))にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

・SOMPO 健康・生活サポートサービスの電話番号を掲載したチラシは、加入者証と一緒にお届けします。

※1 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。 ※2 ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

※3 ご利用は日本国内からにかぎります。 ※4 ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。

※5 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 所得補償保険に加入するメリットは何ですか？

所得補償保険は、医師の指示による「自宅療養」も補償されますが、医療保険では対象外です。
また、対象期間も1年または2年と長期で、入院、医師の指示による自宅療養中のどちらであっても支払われる保険金は同額です。

2 代診費用補償保険は必要なんですか？

先生に万が一のことが起こっても代診の先生の手配ができれば、患者さんや従業員の方々も安心することができます。また、復帰後の安定した事業継続のために必要な保険です。

3 「代診費用補償保険のみ」・「団体長期障害所得補償保険(GLTD)のみ」加入することは可能ですか？

はい、両保険ともに単独で加入することは可能です。ご加入いただける年齢区分につきましては当パンフレット1ページの表をご覧ください。

4 実際の保険金支払いの例はどうなるのですか？

A1タイプ10口(保険金額:100万円)、代診費用保険10口(保険金額:100万円)およびG1タイプ10口(保険金額:100万円)に加入されている方が、事故にあった場合に受け取る保険金の例示を右ページの表に掲載しておりますので、ご覧ください。

5 天災危険を補償することのメリットは何ですか？

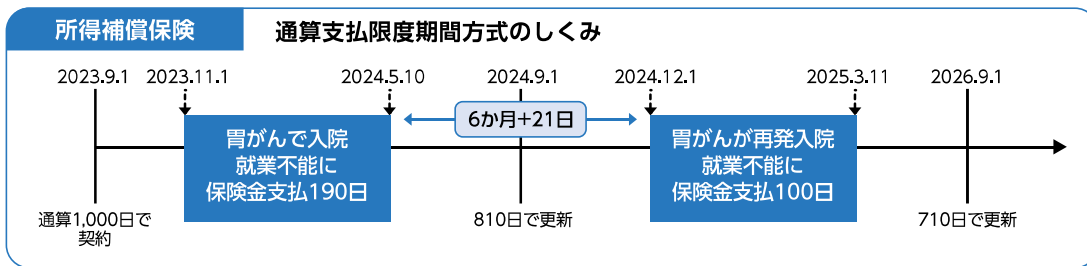
天災危険補償特約は、通常保険金のお支払いの対象とならない「地震、噴火またはこれらによる津波」によって被ったケガによる就業不能または就業障害を補償するものです。診療中に地震が発生し、万が一の事態が起こっても、この保険で補償されることになります。

6 精神障害は対象となるのですか？また、認定される具体的な事例は何ですか？

所得補償保険・代診費用補償保険・団体長期障害所得補償保険に「精神障害拡張補償特約」がセットされています。対象は右ページの表をご覧ください。

7 所得補償保険の保険金は何回請求できますか？

通算して1,000日分の保険金が支払われるまで、何回でも請求できます。ただし、対象期間は、1年または2年となります。



8 所得補償保険の保険金を受け取った時、所得税はかかりますか？

いいえ、非課税です。
また、確定申告の際は、「医療費から差引く必要がない保険金等」に含まれます。※詳細は税理士にご相談ください。

9 保険料控除制度は適用できますか？

2012年1月の生命保険料控除制度の改正に伴い、「介護医療保険料控除」が創設されました。(詳細はP2をご覧ください)
今回募集している保険も控除の対象となるものがございますので、以下の表をご覧ください。

加入される特約ごとに控除対象の有無が判断されます。なお、「代診費用補償保険」は控除の対象となっておりません。

所得補償保険	基本 対象	傷害特約部分 対象外	S特約		団体長期障害所得補償保険 対象
			葬祭費用 対象外	入院初期費用 対象	

「所得補償保険」「代診費用補償保険」「団体長期障害所得補償保険」に
精神障害拡張補償特約が自動的にセットされており、精神障害による就業不能・就業障害も補償されます！

保険金のお支払いの対象となる精神障害(例)

F00	アルツハイマー病の認知症	F38	その他の気分(感情)障害
F01	血管性認知症	F39	詳細不明の気分(感情)障害
F02	他に分類されるその他の疾患の認知症	F40	恐怖症性不安障害
F03	詳細不明の認知症	F41	その他の不安障害
F04	器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの	F42	強迫性障害(強迫神経症)
F05	せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの	F43	重度のストレスへの反応及び適応障害
F06	脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患によるその他の精神障害	F44	解離性(転換性)障害
F07	脳の疾患、損傷及び機能不全による人格及び行動の障害	F45	身体表現性障害
F09	詳細不明の器質性又は症状性精神障害	F48	その他の神経症性障害
F20	統合失調症	F50	摂食障害
F21	統合失調症型障害	F51	非器質性睡眠障害
F22	持続性妄想性障害	F52	性機能不全、器質性障害又は疾病によらないもの
F23	急性一過性精神病性障害	F53	産じょくに関連した精神及び行動の障害、他に分類されないもの
F24	感応性妄想性障害	F54	他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因
F25	統合失調感情障害	F55	依存を生じない物質の乱用
F28	その他の非器質性精神病性障害	F59	生理的障害及び身体的要因に関連した詳細不明の行動症候群
F29	詳細不明の非器質性精神病	F60	特定的人格障害
F30	躁病エピソード	F61	混合性及びその他の人格障害
F31	双極性感情障害(躁うつ病)	F62	持続的人格変化、脳損傷及び脳疾患によらないもの
F32	うつ病エピソード	F63	習慣及び衝動の障害
F33	反復性うつ病性障害	F64	性同一性障害
F34	持続性気分(感情)障害		

保険金のお支払い対象とならない精神障害(例)

F10	アルコール使用(飲酒)による精神及び行動の障害	F16	幻覚薬使用による精神及び行動の障害
F11	アヘン類使用による精神及び行動の障害	F17	タバコ使用(喫煙)による精神及び行動の障害
F12	大麻類使用による精神及び行動の障害	F18	揮発性溶剤使用による精神及び行動の障害
F13	鎮静薬又は催眠薬使用による精神及び行動の障害	F19	多剤使用及びその他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害
F14	コカイン使用による精神及び行動の障害		
F15	カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神及び行動の障害		

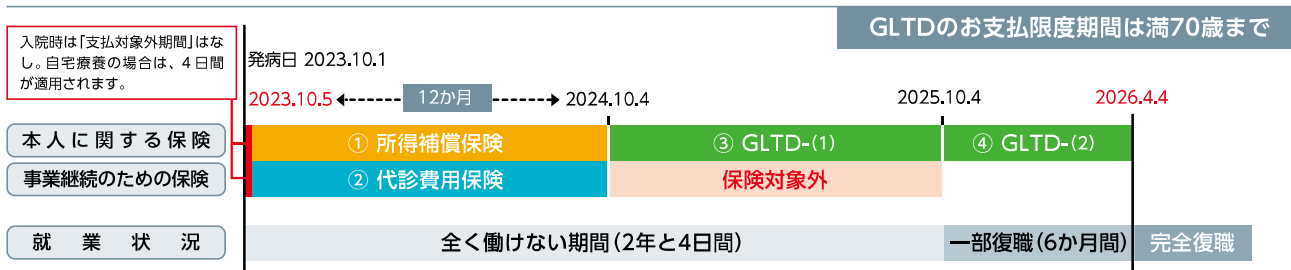
保険金お支払例

加入している内容：A1・代診費用・G1 タイプに各10口加入

直前の収入200万円/月

想定
している
状況

- 脳こうそくで入院後医師の指示による自宅療養
(発病日:2023年10月1日。全く働けない期間は2023年10月1日から2025年10月4日までの2年と4日間)
- 代診の先生を2023年11月1日より手配し、2025年10月4日まで対応をしていただく。(毎月の代診の先生への報酬は150万円)
- 2025年10月5日より一部復職ができるようになった。(この期間の収入はひと月あたり100万円)
- 2026年4月5日より完全復職ができるようになった。



GLTDのお支払限度期間は満70歳まで

- ①の部分 100万円×12か月=1,200万円+133,333円(入院時は支払対象外期間4日分をお支払い)
- ②の部分 100万円×12か月=1,200万円+133,333円(入院時は支払対象外期間4日分をお支払い)
- ③の部分 100万円×(200万円-0)/200万円×12か月=1,200万円
- ④の部分 100万円×(200万円-100万円)/200万円×6か月=300万円

お支払合計(非課税)

39,266,666円

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし【契約概要のご説明】

商品の仕組み	この商品は「所得補償保険」、「団体長期障害所得補償保険」の各普通保険約款に各種特約をセットしたものです。					
保険契約者名	全国医師協同組合連合会					
保険期間	2023年9月1日午後4時から2024年9月1日午後4時まで(1年間)					
申込締切日	2023年8月24日まで					
引受条件等	引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。					
加入者(申込人)	名古屋市医師会協同組合員および賛助会員					
被保険者	(1)名古屋市医師会協同組合員および賛助会員 (2)(1)の従業員 (3)(1)および(2)のご家族※(満15歳以上の有職の方) ※家族とは、配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族をいいます。			事業主および事業主と雇用、委任等の契約関係がある方を被保険者としてご加入いただけます。		
商品名	所得補償保険		団体長期障害所得補償保険(GLTD)	代診費用保険		
加入年齢		医師	医師以外	満69歳まで	医師	
	新規	満79歳まで	満69歳まで		新規	満79歳まで
	継続	満89歳まで			継続	満89歳まで
ただし、いずれの場合も対象期間2年タイプ(A2およびB2)は満63歳まで				医師以外の方の加入はできません。		
お支払方法	2023年9月よりご指定口座から引き落とさせていただきます。(12回払) ※保険料口座振替が不能な場合は、次の振替月に2か月分口座振替(併徴振替)を行います。併徴振替ができなかった場合には、その加入者の契約は最初の振替不能月の1日に遡って失効となります。					
お手続き方法	下表のとおり必要書類にご記入のうえ、取扱代理店の名医株式会社までご送付ください。					
	ご加入対象者			お手続き方法		
	新規加入者の皆さま			添付の「加入依頼書」、「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。		
	既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合		書類のご提出は不要です。		
ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合*1		前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」、「告知書」*2をご提出いただけます。 *2 告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。				
継続加入を行わない場合		継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。				
*1「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は名医株式会社までお問い合わせください。						
中途加入	中途加入は随時受け付けております。詳しくは取扱代理店の名医株式会社までお問い合わせください。					
	毎月20日までにご加入を受け付けた場合の保険期間	翌月1日より2024年9月1日午後4時まで				
	20日過ぎにご加入を受け付けた場合の保険期間	翌々月1日より2024年9月1日午後4時まで				
中途脱退	この保険から脱退(解約)される場合は、名医株式会社までご連絡ください。					
満期返れい金 契約者配当金	この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。					
無事故戻し 返れい金	保険期間が満了した場合(保険期間の終期までご契約が有効に存続した場合)において、保険期間中に保険金をお支払いすべき就業不能または就業障害の発生がなかったときは、保険料の20%を「無事故戻し返れい金」として、ご契約者にお返しします。 (注)保険期間の途中で解約(脱退)等が行われた場合は、無事故戻しは行いません。					

団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

[所得補償保険]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">所得補償(基本補償)(*)</p> <p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合</p>	<p>次の計算式によって算出した金額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額(月額)}^{(*)1} \times \text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(**)2} \text{の月数}^{(**)3}$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(**)2} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$ </div> <p>(※1) 加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年または2年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。</p> <p>(※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1) 対象期間(1年または2年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2) 原因または時が異なっても発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。</p> <p>①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入^(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入^(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。</p> <p>(※)本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>(注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合のみ保険金をお支払いします。</p> <p>(注7) 入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)がセットされた場合、基本補償の支払対象外期間中であっても、入院による就業不能期間(日数)をお支払いの対象として、基本補償の保険金支払方法と同様に、保険金をお支払いします。なお、この特約の対象期間は、就業不能の開始した日から4日までとなります。</p> <p>(注8) 入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)についても(注4)の規定が適用されます。このため、同一の就業不能とみなされた場合は、複数回入院されたときであっても、この特約の対象期間(就業不能の開始した日から4日)を超えた以後の入院については、お支払いの対象となりません。</p>	<p>●次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>④妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>●次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑧精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能</p> <p>⑨妊娠または出産を原因とした就業不能</p> <p>(注) 精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>傷害による死亡・後遺障害補償特約</p> <p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によってケガをされた場合</p>	<p>(1) 死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、特約保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">死亡保険金の額＝特約保険金額の全額</div> <p>(2) 後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて特約保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、特約保険金額を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">後遺障害保険金の額＝特約保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)</div>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合は除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>入院初期費用補償特約(*)</p> <p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として入院し、その入院が支払対象外期間を超えて継続した場合</p>	<p>被保険者が入院初期費用を負担することにより被る損失に対して、入院初期費用保険金額をお支払いします。</p> <p>(※)この特約の支払対象外期間を超える入院が終了した後、被保険者がその入院の原因となった身体障害により再び入院した場合は、後の入院については、保険金をお支払いしません。ただし、基本補償の支払対象外期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に再び就業不能となり入院した場合は、新たな入院とみなします。</p>	<p>●次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による入院に対しては、保険金をお支払いしません。 前頁の所得補償保険(基本補償)の保険金をお支払いできない場合に掲げる①から⑥</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>●次の事由によって被ったケガによる入院に対しては、保険金をお支払いしません。 前頁の所得補償保険(基本補償)の保険金をお支払いできない場合に掲げる⑦から⑨</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注)精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります。(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象となりません。)</p>
<p>葬祭費用補償特約(*)</p> <p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として死亡された場合</p>	<p>被保険者の親族が負担した葬祭費用の実費について、葬祭費用保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p>	<p>●次の事由による被保険者の死亡に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③自動車、原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p style="text-align: right;">など</p>

(*) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

【代診費用補償保険】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者が日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった結果、事業主が被保険者の代行者を雇い入れるための費用等を負担した場合</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">事業主費用補償特約(*)</p>	<p>対象期間内に事業主が代行者雇い入れ費用として実際に支出した以下の費用を保険金として事業主にお支払いします。</p> <p>①代行者の給与、手当、交通費等の費用 ②代行者を雇い入れるための求人広告費等の費用</p> <p>お支払いする保険金の額は、1回の就業不能につき、次の計算式によって算出した金額を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{事業主費用保険金の額} = \text{特約保険金額(月額)}^{(*)1} \times \text{対象期間内における就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(*)2} \text{の月数}^{(*)3}$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(*)2} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$ </div> <p>(※1) 加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。</p> <p>(※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1) 対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。</p> <p>①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(*)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。</p> <p>なお、初年度加入(*)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。</p> <p>(※) 本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>(注6) 支払対象外期間に発生した費用、被保険者との雇用、委任等の契約関係が消滅した日以降に発生した費用に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注7) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p> <p>(注8) 入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)がセットされた場合、事業主費用補償特約の支払対象外期間中であっても、入院による就業不能期間(日数)をお支払いの対象として、事業主費用補償特約の保険金支払方法と同様に、保険金をお支払いします。なお、この特約の対象期間は、就業不能の開始した日から4日までとなります。</p> <p>(注9) 入院による就業不能時追加補償特約(支払対象期間0日)についても(注4)の規定が適用されます。このため、同一の就業不能とみなされた場合は、複数回入院されたときであっても、この特約の対象期間(就業不能の開始した日から4日)を超えた以後の入院については、お支払いの対象となりません。</p>	<p>●次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(*)1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(*)2のないもの</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>●次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑧精神障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑨妊娠または出産を原因とした就業不能</p> <p>(注) 精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>

(*) 補償内容が同様のご契約(*)1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(*)2)。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

[団体長期障害所得補償保険]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害になった場合</p>	<p>被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{お支払いする保険金の額(月額)} = \text{保険金額} \times \text{所得喪失率}^{(*)1}$ </div> <p>(※1) 所得喪失率 $= (\text{就業障害発生前の所得額} - \text{回復所得額}) \div \text{就業障害発生前の所得額}$</p> <p>(注1) 就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額(100万円)を限度とします。 (注2) 保険金額(支払基礎所得額)が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。 (注3) 保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。 (注4) 補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{保険金をお支払いする期間}^{(*)} = \text{就業障害である期間} - \text{支払対象外期間}$ </div> <p>(※) 協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(70歳に達するまで)が始まり、その対象期間内における就業障害である期間(日数)をいいます。対象期間が70歳満了のご契約であっても、ご加入時に満65歳以上の方は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。 (注5) 対象期間(70歳に達するまで)を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 (注6) 原因または時が異なっても被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 (注7) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害となった場合を除きます。 ① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ② 被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額 (注8) 支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 (注) 支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。 (注9) 上記により計算した額に、就業障害開始後1年を経過するごとに、前年度に対する物価上昇率(注)をもとに損保ジャパン所定の方法により算出した係数を乗じて算出した保険金をお支払いします。 (注) 物価上昇率は国の行政機関発表の「消費者物価指数(全国総合)」をもとに算出します。 ・前年度と比べて物価下落している場合は、上昇率を0%として計算します。 ・物価上昇率が5%を超える場合は、これを5%として計算します。 (注10) 精神障害拡張補償特約をセットした場合、精神障害拡張補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。</p>	<p>● 次の事由に起因する身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの ⑥ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑦ 精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害 ⑧ 妊娠、出産、早産または流産 ⑨ 発熱等の他覚的症候のない感染 など <p>(注) 精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>

(注) 団体長期障害所得補償保険を複数ご契約^(※)された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。
(※) 他社のご契約を含みます。

用語のご説明

所得補償保険、代診費用補償保険、団体長期障害所得補償保険 (GLTD) 共通

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※) 所得補償保険、代診費用補償保険の場合、骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。 (※) 所得補償保険、代診費用補償保険の場合、骨髄採取手術を含みます。

所得補償保険

用語	用語の定義
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

所得補償保険、代診費用補償保険

用語	用語の定義
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※) 骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合は、支払対象外期間はありません。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院(※)していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間(保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。 ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取っている期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
代行者	就業不能になった被保険者の行うべき業務を代行させる方をいい、その被保険者の代行者と認められる方1名をいいます。

団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

用語	用語の定義
回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に依拠して、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。
支払対象外期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、支払対象外期間中に一時的に復職し(通算28日以内)、その原因となった身体障害により再び就業障害となった場合には、復職期間は就業障害が継続していたものとみなし、復職日数を加算した日数を支払対象外期間として適用します。
就業障害	(支払対象外期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないこと。 (対象期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。 ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取っている期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

特定疾病等対象外について

- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」をセットすることにより、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
- 「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
- ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。
【削除できない場合の例】
○補償対象外とする疾病群が複数の場合
○告知書「疾病・症状一覧表」のF群（腰・脊椎の疾病）が補償対象外となっている場合 など
- 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

加入口数の決め方（基本補償の保険金額の設定）

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度^(※)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。

(※)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

ご加入いただく保険金額の設定については、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。また、他の保険契約等^(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

1 所得補償保険

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険・医師国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 ※健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

2 代診費用補償保険

被保険者	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
個人事業主本人が被保険者となる場合	85%以下
上記以外	100%以下

3 団体長期障害所得補償保険

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合	
	支払対象外期間369日	支払対象外期間734日
国民健康保険・医師保険(例:個人事業主)	85%以下	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	40%以下	70%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下	70%以下

被保険者が団体長期障害所得補償保険の就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパンは、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパンは、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者の職業または職務
- ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
- ★他の保険契約等^(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- *損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
①特別な条件を付けずにご加入いただけます。
②特別な条件付きでご加入いただけます(「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)」でご加入いただけます。)
③今回はご加入いただけません。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きで、ご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 傷害による死亡・後遺障害補償特約の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)についてはお支払いの対象となる場合があります。
(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
(注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3.ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)の続き

・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

●次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。

- ①他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
- ②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
- ③加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
- ④他の保険契約等がある場合

など

〈被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について〉

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。

お手続き方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。

あらかじめご了承ください。

〈重大事由による解除等〉

保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4.責任開始期

保険責任は保険期間初日の2023年9月1日午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

●保険金支払事由に該当した場合(就業不能または就業障害が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日(就業不能期間または就業障害期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	身体障害の内容、就業不能または就業障害の状況および程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)就業不能期間または就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能または就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。

(注2)身体障害の内容ならびに就業不能または就業障害の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 左記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師（被保険者が医師の場合は保険者以外の医師）の治療を受けている必要があります。

【所得補償保険】

- 保険金のお支払いする事故がおきた場合、お支払いの内容等により、継続加入の条件を制限することがあります。また、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

【団体長期障害所得補償保険】

- 保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。中途脱退（解約）の場合は、無事故戻し返れい金はお支払いできません。

- ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能または就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。
- 傷害による死亡・後遺障害補償特約をセットされた場合において、死亡保険金を支払うべきケガによって被保険者が死亡されたときは、傷害による死亡・後遺障害補償特約の保険料を返還しません。この場合において、分割払契約の未払込分割保険料があるときは、加入者は保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただく必要があります。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9.個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度
ご確認ください。



2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。
- 所得補償保険における保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、
「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

【団体長期障害所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

- 保険金額(支払基礎所得額)は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、
「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3 お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

取扱代理店 名医株式会社(名古屋市医師会協同組合指定代理店)
〒461-0004 名古屋市東区葵1-18-14(受付時間:〈平日〉午前9時から午後5時まで 〈土曜日〉午前9時から午後0時まで)
TEL:052-933-1620 FAX:052-933-1728

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社
名古屋企業営業部金融公務室(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)
〒460-8551 名古屋市中区丸の内3-22-21 TEL:052-953-3894 FAX:052-953-3695

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である 一般社団法人 日本損害保険協会と
手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】 0570-022808<通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間:24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しております。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトには約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。